

## 令和5年度やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、高気密・高断熱の住宅を普及させ、県産木材の普及や利用促進を図るため、県産木材を一定量使用したやまがた省エネ健康住宅を新築または購入する者に対し、「山形県補助金等の適正化に関する規則」(昭和35年8月県規則第59号。以下、「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された無垢材及び集成材・合板等をいう。
- (2) 中古住宅 第7条の規定により申請をした日(以下、「申請日」という。)時点で、竣工日から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅をいう。
- (3) 新築工事が完了した日 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けた日(建築基準法第7条第1項の適用を受けない建築物にあっては、住宅の引き渡しを受けた日)をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次条に規定する補助対象住宅を新築し、又は購入する事業とする。

### (補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に自らが居住するために新築した戸建て住宅又は購入した戸建ての建売住宅(当該建売住宅の新築工事完了前に売買契約を締結したものに限る。)であって、次のいずれにも該当するもの
  - ア 「やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱」第12条第1項の規定による「やまがた省エネ健康住宅認定証」(以下「やまがた省エネ健康住宅認定証」という。)の交付を受けたもの
  - イ 住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算出した数量の50パーセント以上に県産木材を使用するもの
  - ウ 認定証の交付を受けた日又は新築工事が完了した日のいずれかが令和5年4月1日以後であるもの
- (2) 県内に自らが居住するために購入した戸建ての建売住宅(当該建売住宅の新築工事完了後に売買契約を締結したものに限る。)であって、次のいずれにも該当するもの
  - ア やまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けたもの
  - イ 住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算出した数量の50パーセント以上に県産木材を使用するもの
  - ウ 令和5年4月1日以後にその引き渡しを受けたもの
  - エ 中古住宅ではないもの

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが居住するため、県内に補助対象住宅を新築し、又は購入した者
- (2) 申請日時点において、住民登録している住所が、補助対象住宅と同一である者
- (3) 申請日の前年（申請日の属する月が1月から5月までの場合は前々年）の所得が1,200万円以下である者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象住宅1戸あたり70万円とする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年2月29日までに、令和5年度やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 県産木材納品証明内訳書（様式第1号 別紙1）
- (2) 口座振替申出書（様式第1号 別紙2）
- (3) 住宅の完成写真（様式第1号 別紙3）
- (4) 住宅の位置図（様式第1号 別紙4）
- (5) 申請者の住民票の写し（住民登録している住所が補助対象住宅の住居表示と同一であることが確認できるもの）
- (6) やまがた省エネ健康住宅認定証の写し
- (7) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (8) 検査済証の写し（建築基準法第7条第1項の適用を受けない建築物にあっては当該補助対象住宅の引き渡し日が確認できる書類）
- (9) 所得証明書の写し（前年（申請日の属する月が1月から5月までの場合は前々年）のもの）
- (10) 第4条第2号に掲げる建売住宅を購入した場合にあっては、当該補助対象住宅が未使用であることを確認できる書類及び当該補助対象住宅の引き渡し日が確認できる書類
- (11) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定兼額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請があった場合は、内容を審査のうえ、補助金の交付対象として適当と認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により前条に規定する交付申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付の除外要件)

第9条 知事は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用して

- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (4) その他 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助金の交付)

第10条 知事は、第8条の規定による交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定により交付決定及び額の確定をした補助金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 規則またはこの要綱に違反する行為があったとき

(補助金の返還等)

第12条 知事は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合においては、申請者に対し、すでに交付した補助金について、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 知事は、すでに交付した補助金の返還を命ずるときは、速やかに申請者に対しその事由並びに補助金の返還請求額を通知する。
- 3 第1項の命令を受けた申請者は、期限までに返還請求額を県に納付しなければならない。
- 4 第1項の命令を受けた申請者は、前項の期限までに返還請求額を納付しなかったときは、規則第19条の規定により違約金を県に納付しなければならない。

(書類の提出)

第13条 この補助金に関する知事宛ての書類は、新築または購入する住宅の所在地を所管する総合支庁建設部建築課に提出しなければならない。

(適用除外)

第14条 この要綱に基づく補助制度は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 当該住宅の新築又は購入につき県の補助を受けている場合及び受けようとする場合
- (2) 令和4年度住宅取得支援利子補給補助金(新築住宅分)の交付決定を受けている場合

(その他)

第15条 知事は、必要があると認めたときは、当該申請内容について調査することができる。

- 2 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。